

## 愛知県医師少数区域経験認定医師医療施設支援事業費補助金事業概要

### 1 目的

医師少数区域経験認定医師（※1）に対して、医師少数区域等（※2）での勤務を促すことにより、医師偏在の解消を図ることを目的とする。

（※1）医師少数区域等に一定期間（6か月以上）勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供のために必要な業務を行った方であって、当該医師の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けている医師

（※2）医療法（昭和23年法律第205号）（以下「法」という。）第30条の4第6項に規定する区域及び法第30条の4第2項第14号に規定する区域（法第30条の4第6項に規定する区域を除く。）内の区域であって、医師の確保を特に図るべきものとして知事が定めたもの。

### 2 事業内容

医師少数区域等における医療に関する経験の認定を受けた医師が、認定取得後も引き続き医師少数区域等に留まって診療を継続するために、研修受講料や研修に伴う旅費、医学用図書購入費を国が示す基準額に従い該当医師が在籍する医療機関に対して補助を行う。

### 3 基準額

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費	4. 補助率
研修 受講経費	認定を受けた医師1人当たり次により算出された額 (1) 研修受講料 10,000円×勤務月数 (2) 旅費 県内 2,000円×勤務月数 県外 12,000円×勤務月数	雑役務費 (研修受講料) 旅費	10/10
専門書 購入経費	認定を受けた医師1人当たり 54,000円	備品費（図書）	10/10
他病院 勤務経費	認定を受けた医師1人当たり 県内 4,000円×勤務月数 県外 24,000円×勤務月数	旅費	10/10

### 4 補助対象

医師少数区域等に所在し、医師少数区域経験認定医師が在籍する病院又は診療所